

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令	1

訓令
公営企業局訓令
議会訓令
教育委員会訓令
警察本部訓令
監査委員訓令
人事委員会訓令

高知県訓令第2号
高知県公営企業局訓令第1号
高知県議会訓令第1号
高知県教育委員会訓令第1号
高知県警察本部訓令第8号
高知県監査委員訓令第1号
高知県人事委員会訓令第1号

本庁
各出先機関
労働委員会事務局
収用委員会事務局
公営企業局本局
公営企業局各事業所
公営企業局各病院
議会事務局
教育委員会事務局
各教育機関
各県立学校
警察本部

警察署
監査委員事務局
人事委員会事務局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

高知県知事	濱田 省司
高知県公営企業局長	澤田 昌宏
高知県議会議長	三石 文隆
高知県教育長	長岡 幹泰
高知県警察本部長	高清水 善弘
高知県代表監査委員	五百蔵 誠一
高知県人事委員会委員長	門田 純一

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 平成19年4月

高知県訓令第11号
高知県公営企業局訓令第1号
高知県議会訓令第2号
高知県教育委員会訓令第7号
高知県警察本部訓令第17号
高知県監査委員訓令第1号
高知県人事委員会訓令第2号

の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までを次のように改める。
(1)から(3)まで 削除
第2条第5号中「を構成する装置及び機器、プログラム等の全部又は一部」を「及び電磁的記録媒体」に改める。
第3条第1号中「詐取等」を「詐取、内部不正等」に改める。
第4条第1項中「職員」を「職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。）」に改める。
第6条中「に定める重要性分類に応じて」を「に基づき」に改める。
第7条第1号ウ中「、当該高度な情報セキュリティ対策として」を削り、同条第6号中「緊急時対応計画」を「情報セキュリティに関する事案発生時の対応計画」に改め、同条第7号中「外部サービス」を「外部サービス（クラウドサービスを含む。以下この号において同じ。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。